

#### 第 4 4 号議案

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「職員の給与条例等」を「職員の給与条例」に改め、同条中「又は足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第 6 0 号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第 2 5 条」を削る。

第 5 条中「（幼稚園教育職員（足立区立認定こども園の園長及び副園長（教育公務員特例法（昭和 2 4 年法律第 1 号）第 2 条第 1 項に定める教育公務員である者に限る。）、教諭並びに養護教諭をいう。）にあっては、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て定める足立区教育委員会規則を含む。第 1 4 条において同じ。）」を削る。

第 7 条中「人事委員会の」を「特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の」に改める。

第 1 3 条の見出し中「職員の給与条例等」を「職員の給与条例」に改め、同条中「又は幼稚園教育職員給与条例第 2 5 条」を削る。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。